

令和 8 年度第 1 回北名古屋市行政改革推進委員会 会議録

○ 会議概要

1 市長あいさつ

市長よりあいさつ

2 報告

(1) 都市計画税率の見直しについて

<事務局>

資料（資料 1）について説明

<A 委員>

都市計画税率を上げることは、内容的に見ても致し方ないと思うが、円安が進み金利も上がっていることで、この先インフレで物価が高騰し、個人の生活も苦しくなっていく。事業者も事業を継続する中で利益確保することが非常に大変だと聞いている。そのあたりも理解しながら説明していく必要性があると感じた。

<事務局>

都市計画税率を上げるにあたり、基本的には工事費に充てることになるが、工事費用も想定以上に上がっており、また、中東情勢により資材が入らないなどいろんな状況がある。しかしながら、進めていく必要がある事業もあるため、市民の方への負担が大きくなるが、丁寧に説明をし、1 年間の周知期間を置きながら、理解いただけるよう努める。

<B 委員>

都市計画税率の見直し自体は、やむを得ないが、0.2%から 0.3%に上げるのは、0.1%だが、負担は 1.5 倍になる。例えば 0.25%では足りないのかなど意見が想定されるので、どのような事情があるのか、そのあたりも説明するのが良いと思う。

<事務局>

0.2%から 0.3%に上げる理由として大きく 2 つある。1 つは、0.3%に上げた時の都市計画税収が約 13 億円に対して、今後やらなければならない事業の計画をシミュレーションしたところ、工事平準化しても 13 億円を超え

る時期が発生する。そのため、段階的に必要な金額を徴収する考え方もあるが、最初の数年は歳入の方が多くなるので、それを基金に貯めることにより、将来の費用に充当できるよう準備するためには0.3%にする必要がある。もう1つが、県内市町村の多くが0.3%であることを勘案し、将来に向けて0.3%という判断をした。

<会長>

・表1で4つの項目があるが、今後、学校や公共施設についても都市計画税を財源にすることは可能か。

<事務局>

学校などは、都市計画決定をしていない事業になるため、直接、都市計画税を充てることはできない。ただし、都市計画事業への一般財源の充当を抑えることにより、間接的には都市計画税率の見直しを行うことで、その他公共施設などの整備に充てられる財源が増えることになる。

<C委員>

今月の中旬に全国知事会議でスマートシュリンクについて議題に取り上げられた。今後、国からスマートシュリンクに対する方針や施策が公表されたときにどのように対応していくのか、どういう方向性で取り組んでいくのかを説明できると理解が得られるのではないか。整備に必要だから都市計画税率を上げることとスマートシュリンクで縮小していく方向性が出てくる中で事業の優先順位をどのようにしていくかも整理した方がよい。また、具体的な目標や数値目標のようなものがあるとより理解がしやすいと思う。

<事務局>

スマートシュリンクは賢い縮小という言葉でも使われる。人口減少は歯止めが利かない状態であり、市街地の縮小も止められない状況である。例えば、都市計画でいう立地適正化計画という集約型都市構造を構築する考え方で都市計画事業も基本的には市街地の拡大よりも今住まれている方々が安全・安心に暮らせるような整備を進めていく。人口を増やす施策は、なかなか難しいので、今ある範囲を市民がこれまでどおり快適に暮らせるまちづくりを進めていく。そういったことも現在改訂作業を進めている総合計画の中でも検討していきたい。また、数値目標等については、説明会でご理解しやすいように工夫する。

< D 委員 >

来年、令和 9 年度に固定資産の評価替えがあり、そのあと令和 10 年度から都市計画税率を上げるとなると市民としては大きな影響がある。また、水道料金も 4 か月基本料無償になっているものの、料金も上がっている。今なんでも値上げ値上げとなっている中で、どうして今なのかというところも、説明会でしっかり説明する必要がある。0.3%に上げることは致し方ないことだとは思う。

< 事務局 >

令和 9 年度に固定資産税の評価替えがあるが、3 年ごとに行われる。都市計画税率の見直し検討の際にも同時が良いのかどうか議論はしている。現状、地価が上昇しているので、評価替えぶより税額も上昇が見込まれる。どのようなタイミングでも市民への影響は大きい。来年度から鹿田に大きな調整池の工事も予定されており、今後の都市計画事業を考えると令和 10 年度の最短スケジュールとして判断した。説明会では一般的な戸建て住宅全体の平均として年間約 6,500 円の税金が上がる見込みであると説明をする予定である。

< D 委員 >

西春駅東部地区の市街地整備については、市民の生命、財産を守る雨水対策である雨水貯留施設との兼ね合いがあるのか。

< 事務局 >

東部地区については、市街化調整区域で現状ほとんどが田んぼの区域を区画整理などを行ったうえで、市街化区域に編入をして宅地化していく計画があったが、先送りしている。理由としては、すでに計画されている別な地域での調整池などを整備するのにあたり、かなり高額な事業費が必要であることと、東部地区整備にあたり、田んぼを埋め立てることになることから、元々雨が溜まっていたところが溜まりづらくすることになるため、新たに雨をためる施設が必要になることを勘案して先送りした。まずは、今住んでいる市民が安心・安全に暮らせるように計画されている調整池の整備を進めていくことを考えている。

< E 委員 >

都市計画税の事業は整備だけなのか、整備後の修繕や更新にも活用できる

のか。

<事務局>

都市計画税の充当については、法律で定められた都市計画事業認可の手続きがされたものに対して一定の決められた改修などにも使うことが可能であるが、都市計画施設だからすべてに使えるものではない。

<E 委員>

新しく整備ばかり行くと、将来的には修繕が増えるので本末転倒ではないか。

<事務局>

ご指摘のとおり、インフラである道路などを新しく整備をすれば、その分維持管理費用がかかる。インフラは、どうしても整備せざるを得ないところがあり、維持管理や補修などの費用が上がり、財政的な負担になっていることは事実で、老朽化によりさらに維持管理費用が上がっていくことも大きな課題である。しかしながら、市民の安全・安心のためには必要なものは整備しないといけないので、維持管理も今まで市職員が工事発注等行っていたが、包括的な管理という民間の力を使って、道路や公園の維持管理を民間に委託し、少しでも効率的かつ費用抑制できる方法を導入することも考えている。

<会長>

鋭いご指摘である。都市計画道路の整備率が 71%なので、どうやって 100%に近づけるかだが、近づけるまでにどのくらいの時間がかかるのか、進めている間にも人口減少やスマートシュリンクの話がある。その結果、計画廃止をしていく可能性も多分にある。数年の話なら良いが、50 年単位で考えた時には、修繕も加味した整備になっていくのではないかと思う。将来を見据えて必要なところを整備していくと言われたが、今度は逆に将来的には都市計画道路を廃止し、インフラの総量を減らすことも必要になってくるかもしれない。例えば 100 年後には、今は居住地でも居住地ではなくなっているかもしれない。市民が自主的に撤退するのか、行政が誘導して強制的に移動してもらうのかわからないが、遠い将来あるかもしれない。

<事務局>

計画の廃止については、表 1 に示してあるとおり、都市計画道路では愛知県も 10 年ごとに見直し等実施しており、本市も令和 2 年に 1 つ計画を廃

止している。また、市街化区域と調整区域という分けがどこの市町にもあるが、調整区域というのは基本的には開発を抑制する区域で、人口増加のときは、調整区域を開発により市街化区域にしてきたが、今は逆線引きという市街化区域を調整区域にする流れが現実的に発生してきている。今後どこまで進むかわからないが、実際に市街化区域を調整区域に戻したケースも起きている。今後、情報収集しながら考えていく必要がある。

<会長>

委員からの意見があったように、8月の説明会は、丁寧な説明をお願いしたい。

(2) 窓口改革に向けた取組について

<事務局>

資料（資料 2-1, 2-2）について説明

<A委員>

時代の流れ、社会情勢を鑑みたら致し方ない部分もあるが、市民サービスの時間が短くなることによって、どのような効果が得られるのか、これだけの財源が確保できるなど、説明ができると納得を得やすいと思う。

<事務局>

費用面でいうと今回、開庁時間を見直すことによって、明確に効果が出るのは時間外勤務が短縮される想定である。しかしながら、実際にやってみないとわからない部分もあり、説明にあたっては、そのあたりを加味しながら説明できればと考えている。

<会長>

午後4時に終わると仮に残務処理があったとしても午後5時15分までには終わることができるので、子育て世代の方だとお子さんのお迎えにも行けたり、そういった効果もある。逆に午前9時からだと預けに行くときも時間に余裕ができると思う。

<D委員>

時間外勤務は多かったのか。

<事務局>

例えば、窓口は午後5時15分までだが、直前に来庁される方もそれなり

により、また、市民課に来られた方が市民課窓口だけで終わることはなく、異動の手続きだと、国民健康保険や学校関係など関連部署も全職員ではないが、待機する必要がある。そうすると、対応するのに 1 件あたり 1 時間弱かかるケースもある。見直しにより午後 4 時直前に来庁されても午後 5 時 15 分までには終わる想定なので、時間外勤務はなくなる。

<D 委員>

前回も話したが、来庁した市民が 1 つの窓口で全部手続きができれば時間短縮にもなる。

<事務局>

おくやみコーナーを事前予約で実施している。各市町もいろんなケースで実施しているが、大前提として来庁された方がどのような手続きが必要かを職員が機械的に把握できないといけない。そのためには、自治体窓口 DXSaaS（ディーエックスサズ）というシステムが販売されており、導入することで来庁された方が 1 つの窓口でほとんどの手続きができるようになるが、導入するためには、いろんな課題を解決する必要があり、今回のスモールスタートには適さなかった。将来的には導入したいと考えている。

<D 委員>

時間を短縮することによって時間外勤務が減ることは良い。開庁時間が短くなることは反対ではない。

<C 委員>

オンラインで申請できるものは、曜日・時間帯関係なく行えるのか。

<事務局>

オンライン申請は 24 時間対応できる。ただし、証明書が届くなどは後日郵送対応になる。

<C 委員>

市民にどの程度周知されているものか。

<事務局>

昨年、市のホームページをリニューアルして、トップページにオンライン申請専用ボタンを配置した。そこにオンライン可能なものが一覧で確認できる。しかしながら、職員はオンライン申請と窓口の申請と 2 つの窓口に対応する必要があり、職員負担は増えている。そのため、最初は事務作業の混乱

を避けるため、周知は控えめにしていた。それでもオンライン申請件数は右肩上がりが増えており、順調に活用されている。

<C委員>

IT に長けた方はホームページ見てオンラインでできるからやろうとなるが、大半はやれない方なので、窓口で対応した後に、オンラインでもできる案内をして地道に周知することでオンライン化が加速する気がする。実際、銀行が実施していたのが、ペーパーレス化ですべてタブレット端末で入力するのだが窓口で丁寧に説明していた。一見それをしたら時間もかかるし対応職員も必要になると思っていたが、将来的には、スマートフォンからでもできるようになるでオンライン化が加速していく。周知は控えめと言われたがどこかで臨界点みたいなのところが出てくると思うので、そういったこともイメージしながら進めていくと、より加速する気がする。

<事務局>

市民の方も一度利用すると今後も使ってもらえる。コンビニでの証明書発行も、今後、市役所にコンビニ交付と同じような手順で証明書を出せるシステムを導入するので、1回使うことで、今後はコンビニを利用してもらえると考えている。コンビニ交付もかなりの右肩上がりで行われているので、できる限り丁寧に説明していきたい。

<会長>

隣の岩倉市も開庁時間を短縮されている。

<事務局>

愛知県内の36市のうち残り5市くらいが短縮されていない状況で、ほとんど開庁時間を短縮している。

<会長>

来庁件数調査を見ると合理的な判断と言える。今後、窓口業務がかなり減っていくことになるが、戦略的な人員配置変更などそういったことも議論されているか。

<事務局>

人口減少も含めると職員が採用できない状況になってきている。必要な人員を確保できていない課がほとんどの状態なので、デジタル化や開庁時間の見直しにより市民サービスを維持することが一番重要であると考えている。

< D 委員 >

仕事柄、お客さんに印鑑証明や住民票を揃えるよう説明するが、土曜日だからできないと言われる方もいるので、本市であればコンビニで取れる旨を説明したりする。例えば、司法書士や行政書士などにレクチャーすることで、市民の方にコンビニで取れることを説明してもらえば、より活用してもらえと思う。

< 総合政策部長 >

コンビニ交付の使い方も YouTube で公開しているものの、検索しないと見つけられない状況なので、もう一度どこかのタイミングで周知できると良い。今、20 周年の周年事業の中でコンビニ交付の証明書発行が 20 円で年度末まで取れるので、LINE なども含めて周知できるよう検討していく。

3 その他

< 事務局 >

報酬及び第 2 回開催予定について連絡した。

【閉会】